

平成 29 年度 伊江村人事行政の運営等の状況

平成 30 年 12 月
伊 江 村

伊江村人事行政の運営等の公表

伊江村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条の規定に基づき、伊江村の人事行政運営状況を次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用に関する状況（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

(単位：人)

区 分	試験の種類			選 考	合 計
	上級試験	中級試験	初級試験		
一般行政職			8	1	9
事務職			4	1	5
技術職			4		4
医療職				1	1
企業職				2	2
合 計			8	4	12

(2) 職員の退職に関する状況（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

(単位：人)

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	合 計
一般行政職	2	2	2		6
医療職					0
企業職	1				1
合 計	3	2	2		7

(3) 部門別職員数の状況

(単位：人)

部門	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
	平成28年	平成29年			
普通会計	議 会	2	2	0	組織編成（技師職員の減） 業務強化（事務職員の増） 業務強化（看護師の増）
	議 総 務	19	19	0	
	税 務	4	4	0	
	農 林 水 産	15	14	△1	
	商 工 木	5	5	0	
	土 民 生	5	5	0	
	衛 生	26	27	1	
一般行政部門小計	22	23	1		
教 育	17	16	△1	退職者不補充（幼稚園教諭）	
消 防	0	0	0		
普通会計小計	98	99	1		
企業会計等	水 道	2	2	0	退職者不補充（船員）
	交 通	26	23	△3	
	そ の 他	2	2	0	
企業会計等小計	30	27	△3		
合 計	145 [160]	142 [160]	△3 []	[]内は、条例定数の合計	

(注) 職員数は一般職に属する職員数である。

(4) 年齢別職員構成の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	0	5	17	24	21	17	17	14	14	13	0	142

2 職員の人事評価の状況

本村では、地方公務員法第23条の2の規定に基づき人事評価（実績評価及び能力評価）を実施し、職員の能力開発と組織の活性化を図り、適正な人事管理に活用しています。

(1) 人事評価の実施日程

平成29年度上半期の目標設定面談 平成29年4月

平成29年度上半期の評価及び下半期の目標設定面談 平成29年9月～10月

平成29年度下半期の評価面談 平成30年3月

※ 上半期（平成29年4月～9月）、下半期（平成29年10月～平成30年3月）

(2) 評価対象者

一般職に属する全職員（派遣職員、育休等の休職者は除く）

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成29年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (30年3月31日)	歳 出 額 A	人 件 費 B	人件費率 B/A	前年度の 人件費率
4,569人	6,093,541千円	968,594千円	15.9%	16.6%

(2) 職員給与費の状況（平成29年度普通会計決算）

職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
115人	405,579千円	52,933千円	155,045千円	613,557千円	5,335千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数です。

(3) 職員の初任給の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	初任給	
一般行政職	大学卒	168,600 円
	高校卒	147,100 円

(4) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	283,800 円	40.8 歳

(5) 職員の期末・勤勉手当の支給割合（平成29年度）

区分	伊江村			国		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.225月分	0.85月分	2.075月分	1.225月分	0.85月分	2.075月分
12月期	1.375月分	0.95月分	2.325月分	1.375月分	0.95月分	2.325月分
計	2.6月分	1.8月分	4.4月分	2.6月分	1.8月分	4.4月分
加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～10% 管理職加算 なし			職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%		

(6) その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価等
扶養手当	配偶者 10,000円、子 8,000円、父母等 6,500円 ※ 配偶者がいない職員の場合 ・子（1人目） 10,000円 ・父母等（1人目） 9,000円 ※ 特定期間加算（16～22歳の子） 1人につき 5,000円
住居手当	借家（最高限度額） 27,000円
通勤手当	通勤距離が2km以上で、交通機関又は交通用具利用者に支給 交通機関（バス等）利用者 実費（最高限度額） 50,000円 交通用具（自動車等）利用者 距離に応じて 2,000円～20,900円
管理職手当	課長20,000円、所長10,000円
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた職員に支給 （勤務1時間の給与額の125/100を支給）
休日勤務手当	休日等において、勤務を命ぜられた職員に支給 （勤務1時間の給与額の135/100を支給）
夜間勤務手当	夜間（午後10時から翌日の午前5時まで）に勤務を命ぜられた職員に支給 （勤務1時間の給与額の150/100を支給）

(7) 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

手当の名称	支給対象職員	支給対象業務	支給単価等
医師手当（診療所長）	診療所長	医療業務に従事したとき	月額 600,000円
〃（医師）	医師	〃	月額 340,000円
診療所業務手当 （看護師長）	看護師長	〃	月額 10,000円
〃（副看護師長）	副看護師長	〃	月額 8,000円
〃（看護師）	看護師	〃	月額 5,000円
〃（准看護師）	准看護師	〃	月額 4,000円
〃（放射線技師）	放射線技師	〃	月額 60,000円
〃（臨床工学技士）	臨床工学技士	〃	月額 70,000円
保健師手当	保健師	保健業務に従事したとき	給料月額8/100
火葬業務手当	火葬業務に従事した職員	火葬業務に従事したとき	1回 5,000円
保育士手当（主任保育士）	主任保育士	保育に従事したとき	月額 2,000円
消防手当	消防に関する事務を行う職員	担当事務職員	月額 5,000円
消防本部員手当	消防本部員の業務	消防本部員の業務に従事	1日 8,500円

	に従事した職員	したとき	
救急患者搬送手当	医師	村外に1泊する救急患者搬送従事者	1日 8,000円
〃	〃	村外に日帰りする救急患者搬送従事者	1日 5,000円
〃	医師以外の職員	村外に1泊する救急患者搬送従事者	1日 3,000円
〃	〃	村外に日帰りする救急患者搬送従事者	1日 2,000円
災害等出勤手当	災害時に消防用自動車の運転従事者	従事した職員	1回 500円～2,000円
暴風時出勤手当	暴風雨警報発令中の臨時休業時に勤務をする職員	勤務を命ぜられた職員	1時間 500円

(8) 職員の退職手当の支給割合（平成29年4月1日現在）

	伊 江 村		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20% 加算		定年前早期退職特例措置 2～45% 加算	
退職時特別昇給	無		無	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般の職員の勤務時間の状況（平成29年4月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業時間	終業時間	休憩時間	週休日
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後12時から 午後13時まで	土曜日・日曜日

(2) 年次有給休暇の取得状況（平成29年度）

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	1人当たり平均使用日数
2,449.3日	780.9日	65人	12.0日

※職員の年次有給休暇は、一の年度につき20日付与され、翌年度に20日を限度として繰越すことができます。（一の年度につき最高40日）

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業の取得状況（平成29年度）

	男性職員	女性職員
育児休業	0人	8人
部分休業	0人	0人
育児短時間勤務	0人	0人

※前年度からの継続者を含む。

(2) 介護休業の取得状況（平成29年度）

	男性職員	女性職員
介護休業	0人	0人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（平成29年度）

（単位：人）

処分事由	地方公務員法	免職	休職	降給	降任	合計
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号 第2項第1号	0	1	0	0	1
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号	0	0	0	0	0
条例で定めた事由による場合	第27条第2項	0	0	0	0	0
合計		0	1	0	0	1

※職員が勤務成績不良や勤務に堪えない場合に行われる処分。

(2) 懲戒処分の状況（平成29年度）

（単位：人）

処分事由	地方公務員法	免職	停職	減給	戒告	合計	訓告等
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	0	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	0	0	0	1	1	7
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	第29条第1項第3号	0	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	1	1	7

※職員が職務上の義務違反や全体の奉仕者にふさわしくない非行を行った場合に行われる処分。
 ※訓告等とは、当事者又は監督者に対する訓告、嚴重注意等の実質的な制裁を伴わない矯正措置。

7 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務の免除の状況（平成29年度 延べ人数）

（単位：人）

	届出数	承認数
職務専念義務の免除に関する承認願	33	33

※職員は、職務に関連する研修や本村の業務と密接な関連を有する団体の業務に従事する等の場合において、条例規則で定められた範囲内に限り、任命権者の承認を得て、勤務時間内における職務に専念する義務を免除される場合があります。

(2) 営利企業等の従事許可の状況（平成29年度）

（単位：件）

	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可申請	0	0

※職員は、営利企業の役員等になること、自ら営利企業を営むことあるいは報酬を得て他の事務事業に従事することが制限されており、任命権者の許可を受けた場合に限り従事することができます。

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法第38条の2の規定により、営利企業等に再就職した元職員が離職前の職務に関して、現職職員への働きかけをすることが禁止されています。本村においても、伊江村職員の退職管理に関する規則を制定し、退職管理の適正を確保する取組を行っています。

(1) 退職者の状況（平成29年度）

（単位：人）

退職者数	再就職情報の届出対象者数 (課長職以上で退職した職員)	再就職情報の届出対象者の内、 営利企業等に再就職した職員
7	1	0

9 職員の研修の状況

区 分	回数	受講者数
村独自研修		
・ eラーニング情報セキュリティ研修	1回	83人
・ 実務研修（沖縄県市町村課等への派遣による実務研修）	1回	1人
・ 人事評価研修（評価者・被評価者）	4回	137人
沖縄県市町村職員研修センター派遣研修		
・ 一般研修（新採用職員研修、管理・監督者研修）	3回	5人
・ 特別研修（法制執務研修・給与実務研修等）	4回	4人
その他研修等への派遣	2回	3人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 定期健康診断の受診状況（平成29年度）（単位：人）

	対象人数	人間ドック	脳・PET	職場健診	合計	受診率
受診者数	142	97	3	15	115	80.9%

(2) 公務災害補償の状況（平成29年度）（単位：人）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ件 数	年度末 未処理件数
		公務上	公務外		
0	0	0	0	0	0

(3) 通勤災害の状況（平成29年度）（単位：人）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ件 数	年度末 未処理件数
		通勤災害該当	通勤災害非該当		
0	0	0	0	0	0

(4) 沖縄県市町村職員共済組合

地方公務員の共済組合制度は社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員及びその家族の生活と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的として設けられているもので、主に次の3事業を行っています。

短期給付事業	組合員とその家族の病気、ケガ、出産、死亡、休業、災害などに対して、必要な給付を行う。
長期給付事業	組合員の退職、障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行う。
福祉事業	健康検査などの健康の保持増進事業、保養施設の利用助成、貸付、貯金などを行う。

(5) 沖縄県市町村職員互助会

県市町村職員互助会は、県内市町村、一部事務組合等の団体で構成され、会員の福祉の増進を図り、市町村行政の円滑な推進に協力することを目的に、①各種給付事業、②市町村の医療環境整備に関する事業、③市町村が行う講演会等への助成事業などを行っています。主たる財源は、会員の給料から毎月控除される会員掛金（給料月額1,000分の10）と、市町村等が負担する負担金（会員の給料総額の1,000分の5）等から成り立っています。

(6) 伊江村役場職員共済会

伊江村役場職員共済会は、相互扶助の精神に基づいて、会員の親睦と福祉の増進を図ることを目的に、スポーツ大会などのレクリエーション事業、貸付や給付事業、その他地域奉仕作業などの事業を行っており、会員（職員）の会費等で運営されています。